

## 引越しの際は、住民票の異動を忘れずに



4月は入学・就職・転勤により住所を移す方が多くなります。

住民票の異動届出は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となり、大切な手続きとなります。

さらに10月以降には、「マイナンバー」が住民票の住所に通知されることとなり、正確な住所の登録が必要となりますので住民票の異動届出を忘れずに行ってください。

**【問い合わせ先】**  
住民生活課戸籍住民係

## 住民票の異動届出(例)

<p><b>八雲町から転出される場合</b></p> <p><b>八雲</b> ①転出前に八雲町で転出届を提出 転出証明書を受け取る</p> <p>↓</p> <p><b>札幌</b> ②転入した日から14日以内に札幌市へ 転出証明書を添えて 転入届を提出</p>	<p><b>八雲町へ転入する場合</b></p> <p><b>札幌</b> ①転出前に札幌市で転出届を提出 転出証明書を受け取る</p> <p>↓</p> <p><b>八雲</b> ②転入した日から14日以内に八雲町へ 転出証明書を添えて 転入届を提出</p>
<p><b>八雲町内で転居される場合</b></p> <p><b>八雲</b> 転居した日から14日以内に 転居届を提出</p>	

※届出の際は、届出人の本人確認を行いますので、運転免許証等の書類をお持ちください。  
 ※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上別の住所に住む場合は住民票の異動届が必要となります。  
 ※ご不明な点は、問い合わせください。

## 日中窓口に来ることができない方へ 電話予約で住民票や税関係の 証明書を交付しています



仕事などの都合により、役場の業務時間内に来訪できない場合は、事前に電話予約することにより、平日夜間や休日に証明書を受け取ることができますので、ぜひご利用ください。

**【電話予約で交付できる証明書と電話予約先】**

- ① 住民票・戸籍の附票  
八雲町役場・住民生活課戸籍住民係、熊石総合支所・住民サービス課戸籍保険係
- ② 税関係証明書  
● 所得証明書、課税(非課税)証明書、所得・課税(非課税)証明書、児童手当用証明書  
八雲町役場・財務課課税第一係
- 固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、固定資産名寄台帳の写し  
八雲町役場・財務課課税第二係
- 納税証明書 八雲町役場・財務課納税係

※熊石総合支所・地域振興課 税務係にて右記税関係証明書の予約ができます。

**【電話予約の受付時間】** 平日・午前8時30分～午後5時

※証明書を受け取りに来るおむね1週間前から受付します。

**【予約できる方及び証明書を受け取る方】**

ご本人または同一世帯員の方  
 ※戸籍附票のみは、ご本人または同一戸籍の方になります。  
 ※ご本人確認書類、印鑑が必要です。(運転免許証・健康保険証など)

**【証明書を受け取る場所と時間】**

- ① 場所(予約先での受け取りとなります)  
八雲町役場・夜警員室、熊石総合支所・担当課窓口
- ② 時間 平日・午後5時15分～午後8時まで、休日・午前8時30分～午後8時まで

**【その他】**

※落部支所では、夜間や休日には職員が不在ですので、このサービスを行うことができません。落部地区の予約と受け取りは本庁役場で行っていますので、ご了承ください。  
 ※証明書の種類によっては、別に添付書類を必要とするなど対応できないこともありますので、申し込みの際にご確認ください。  
 ※電話予約のほか郵便で請求することもできますので、請求方法については問い合わせください。